

## 第六十三号議案

### 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

平成三十一年二月七日提出

仙台市長 郡 和子

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）

第三章 災害障害見舞金の支給（第八条―第十条）

第四章 災害援護資金の貸付け（第十一条―第十五条）

第五章 雑則（第十六条）

#### 附則

第十二条及び第十三条を次のように改める。

#### （保証人）

第十二条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十五条の規定による違約金を包含するものとする。

#### （災害援護資金の限度額及び償還方法）

第十三条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷（次号において「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害（以下この項において「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 百五十万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 二百五十万円

ハ 住居が半壊した場合 二百七十万円

ニ 住居が全壊した場合 三百五十万円

二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 百五十万円

ロ 住居が半壊した場合 百七十万円

ハ 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 二百五十万円

ニ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 三百五十万円

2 被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、前項第一号ハ中「二百七十万円」とあるのは「三百五十万円」と、同項第二号ロ中「百七十万円」とあるのは「二百五十万円」と、同号ハ中「二百五十万円」とあるのは「三百五十万円」と読み替えるものとする。

3 災害援護資金の償還期間は十年とし、据置期間はそのうち三年（市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

4 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年一・五パーセントとする。

5 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

6 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法による。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

第十四条中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

第十五条中「第十条」を「第九条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第五章 雑則

附則第二項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十三条第三項」に、「同条第三項」を「同項」に改め、「と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは、「年一・五パーセント（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第十四条第三項に規定する保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント）」を削る。

附則第三項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十二条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて

は、なお従前の例による。

3 改正後の第十五条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

#### 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正を考慮し災害援護資金の貸付けを受けようとする者が保証人を立てる義務を負わないこととし災害援護資金の償還方法に月賦償還を加えるとともに災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を考慮し災害援護資金の利率を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。